

## 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める件

北朝鮮による日本人拉致事件の発生から既に 30 年以上が経過している。現在、政府が認定した拉致被害者は 17 名に上り、そのほか、北朝鮮に拉致された疑いを否定できない、いわゆる特定失踪者等が多数存在している。

平成 14 年 9 月の日朝首脳会談において、北朝鮮は「日朝平壤宣言」を取り交わし、長年否定してきた日本人の拉致を初めて認め、謝罪し、再発の防止を約束した。同年 10 月に拉致被害者 5 名の帰国が実現したものの、残りの安否不明の被害者については、平成 16 年 5 月の第 2 回日朝首脳会談において、直ちに真相究明のための徹底した調査を再開する旨が明言されたが納得のいく説明は行われず、また、平成 20 年 6 月の日朝実務者協議において拉致問題の再調査を行う旨が表明され、同年 8 月に調査目的等について合意されたにもかかわらず、未だに実施されていない。

政府は、生存者の即時帰国に向けた施策、安否不明の拉致被害者に関する真相究明及び拉致問題への戦略的な取り組みといった総合的な対策を機動的に推進するため、総理大臣を本部長とし、拉致問題担当大臣、内閣官房長官及び外務大臣を副本部長とする新たな「拉致問題対策本部」を設置し、政府一体となった取り組みを進める形を取っているものの、実態として、現在に至るまで大きな進展はなく、未だに拉致問題解決のめどが立っていない。

拉致問題は、我が国の国家主権及び国民の人権に対する重大な侵害であり、断じて許すことができない。また、拉致被害者及び日本で帰国を待つ家族らの高齢化が進んでいることから、拉致問題に関する国民の関心と認識を深め、官民挙げて対処することにより、早急に解決しなければならない。

よって、国会及び政府におかれては、国内世論の啓発を高める諸活動等を通じて拉致問題の重要性を広く国民に訴えるとともに、一日も早い解決に向け、「日朝平壤宣言」に基づき、北朝鮮に対して毅然とした態度を堅持することはもとより、関係各国との連携を強化しつつ、さらなる取り組みを推進されるよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 24 年 12 月 19 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
法務大臣  
外務大臣  
文部科学大臣  
内閣官房長官  
拉致問題担当 様

仙台市議会議長 佐藤 正昭